■暴力団員等
■役員に暴力団員等がいる法人
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人

は、買受人になれません。
（民事執行法７１条５号）

入札の際、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要です。

暴力団員等に該当しない旨の陳述書（個人・法人を問わず）

※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です（追完不可）。
※ 記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票（個人の場合）

資格証明書（法人の場合）

※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です（追完不可）。
※ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、個人番号（マイナンバー）や住民票コードが記載されていないものを提出してください。
※ 入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※ 有効期限内のものを提出してください。
※ この写しを提出する場合でも、陳述書、住民票・資格証明書の提出は別に必要です。

【入札に関するお問合せ先】奈良地方裁判所執行官室　電話(0742)22-7092

令和　８年（ケ）第　　１０号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１３日
奈良地方裁判所執行係
裁判所書記官　横　山　健　人

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　４日から 令和　８年１２月１１日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分 奈良地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午前１０時００分 奈良地方裁判所執行係
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地ですので、①権限を有する行政庁の交付した「買受適格証明書」を有する者及び②買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受けの申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１３日から当庁の物件明細書閲覧室（庁舎２階）に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 860, 000 3, 088, 000	一括	772, 000	35, 727	6, 979
1	2, 040, 000				
2	1, 820, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　１０号

物　件　目　録

１　所　　在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目

　　地　　番　　３３５番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６４．５８平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１２分の５
　　共有者　Ｂ　持分１２分の２
　　共有者　Ｃ　持分１２分の５

２　所　　在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目３３５番地２

　　家屋　番号　　３３５番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７３．６９平方メートル
　　２階　３６．４３平方メートル

（現況）

　　床　面　積　　１階　約７４．８９平方メートル
　　２階　約４３．１３平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１２分の５
　　共有者　Ｂ　持分１２分の２
　　共有者　Ｃ　持分１２分の５

令和　8年（ケ）第　　10号

物　件　明　細　書

令和　8年　9月30日
奈良地方裁判所執行係
裁判所書記官　横　山　健　人

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件共有者Cが占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

《注　　意　　書》

1　この書面は、現況調査報告書、評価書その他事件記録上表れている事実及びそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がされる可能性もあります。）。

2　記録上に表れた事実等がすべてこの書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点が簡潔に記載されているだけです。したがって、必ず、現況調査報告書、評価書及び「物件明細書の詳細説明」もよく御覧ください。

3　買受人が代金納付後に占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の

制度があります。引渡命令に関する詳細は「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については、評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　上記の各種「詳細説明」は、当庁２階の物件明細書閲覧室に別にファイルに綴って備え置いているほか、「不動産競売物件情報サイト（ＢＩＴ）」の「お知らせ」メニューにも登載され、ＰＤＦファイルとしてダウンロードすることができます。

＊＊

令和　８年（ケ）第　　１０号

物　件　目　録

１　所　　在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目

　　地　　番　　３３５番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６４．５８平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１２分の５
　　共有者　Ｂ　持分１２分の２
　　共有者　Ｃ　持分１２分の５

２　所　　在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目３３５番地２

　　家屋　番号　　３３５番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７３．６９平方メートル
　　２階　３６．４３平方メートル

（現況）

　　床　面　積　　１階　約７４．８９平方メートル
　　２階　約４３．１３平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１２分の５
　　共有者　Ｂ　持分１２分の２
　　共有者　Ｃ　持分１２分の５

令和　８年(ケ)第　　１０号
令和　８年　７月　１日受理
令和　８年　７月　23日提出

現況調査報告書

奈良地方裁判所
執行官　　岡　田　明　男　　(印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　１０号

物　件　目　録

１　所　　在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目

　　地　　番　　３３５番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６４．５８平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１２分の５
　　共有者　Ｂ　持分１２分の２
　　共有者　Ｃ　持分１２分の５

２　所　　在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目３３５番地２

　　家屋　番号　　３３５番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７３．６９平方メートル
　　２階　３６．４３平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１２分の５
　　共有者　Ｂ　持分１２分の２
　　共有者　Ｃ　持分１２分の５

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目６番３７号
土地	物件１
現況地目	宅地（物件　１）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	■地図のとおり　　■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地共有者ら　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	□登記記録上の記載とほぼ同一である ■登記記録上の記載と次の点が異なる（□主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： ■床面積：１階　約７４．８９平方メートル ２階　約４３．１３平方メートル
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物共有者Ｃ　　□その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■目的物件の現況

1　表札等の表示

⑴　表札の表示「Cの姓」

⑵　郵便受けの表示なし

2　目的土地の形状等

⑴　法１４条１項地図が整備された地域である。

地積測量図に従って目的土地を概測すると、形状等はほぼ一致した。

なお、土地建物位置関係図記載のとおり、目的土地の西側は、高低差約１．８ｍの石積擁壁となっており、上部は人工地盤となっていた（写真②参照）。

⑵　土地建物位置関係図記載のところにスチール物置が設置されていた。

⑶　前面道路の現況幅員は、約４．８ｍである。

町道である旨三郷町役場で、建築基準法の道路である旨奈良県郡山土木事務所で調査した。

3　目的建物の形状等

⑴　各階平面図に従って目的建物を概測すると、間取図記載のとおり、増築箇所２ヶ所を認めたので、現況床面積を２枚目記載のとおり報告する。

⑵　外壁にクラック及びモルタル補修跡が認められた（写真③参照）。

⑶　玄関付近にクラック補修跡が認められた（写真⑤参照）。

⑷　ＤＫの勝手口付近に内壁の汚れが認められた（写真⑥参照）。

⑸　２階東側和室６帖の天井に汚れが認められた（写真⑦参照）。

⑹　経年相当の劣化が認められた。

⑺　猫が２匹飼育されていた。

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■C	1　私は、目的建物で家族の者と共に居住しています。 2　申立人であるA及びBとの間に、建物居住を巡って、賃貸借契約や金銭の授受等ありません。 3　約４０年前、ベランダだったところを増築して納戸・物入にしました。 4　約３０年前、玄関付近にWCを増築しました。 5　１階西側和室８帖のサッシの隙間から雨が吹き込んでくることがあります。 6　境界について争いはありません。 7　建物内で猫を２匹飼育しています。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年07月01日 16：00－16：10	奈良県郡山土木事務所	道路調査、建築計画概要書請求
8年07月01日 16：30－16：45	三郷町役場	地番図請求、道路台帳図閲覧
8年07月01日 17：00－17：15	物件所在地	物件及び占有確認、照会書投函、写真撮影
8年07月02日 9：40－ 9：50	奈良地方法務局	目的土地上に目的外建物の登記がないか確認、 登記事項要約書請求
8年07月02日 11：00－11：05	執行官室	Cから電話聴取
8年07月15日 17：45－18：30	物件所在地	C及びCの妻立会いのうえ立入調査、土地概測、 写真撮影、評価人帯同
年 月 日 ： － ：		
年 月 日 ： － ：		
年 月 日 ： － ：		

（特記事項）

□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

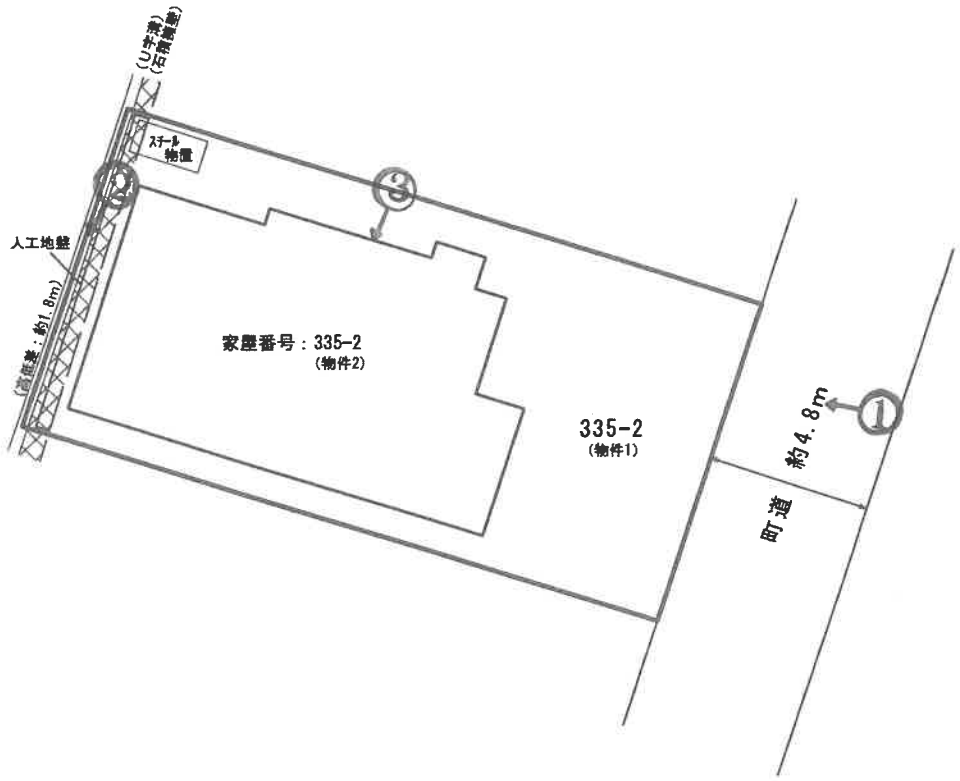
□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

所在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘２丁目335-2



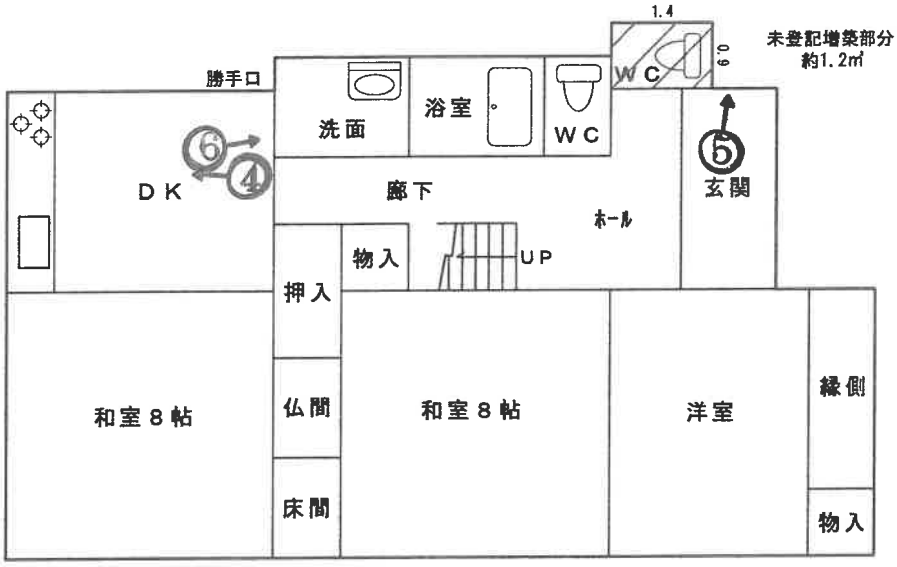
N

(←○ 写真撮影場所・方向)

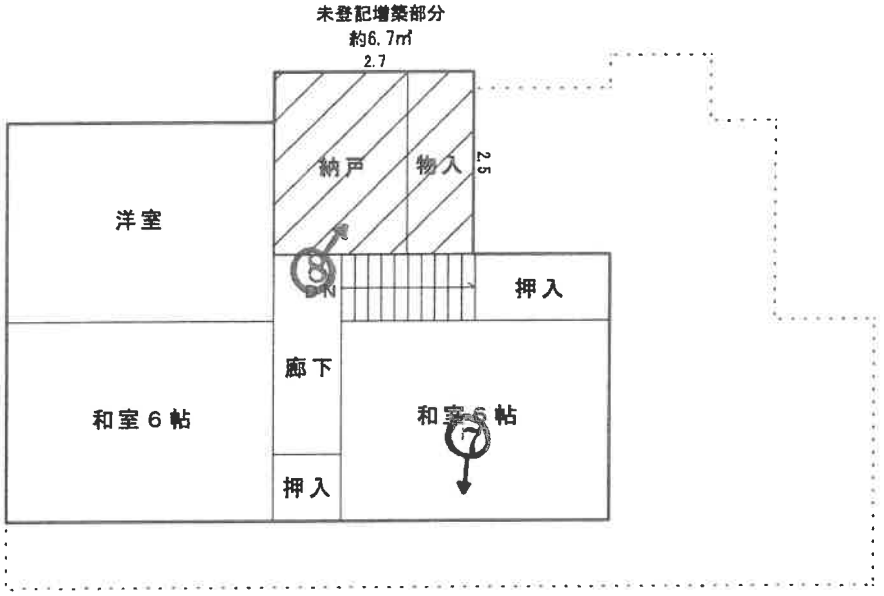
※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

間　取　図

１階



２階



N

(←○ 写真撮影場所・方向)

※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。

目的建物



①



②

石積擁壁の上は人工地盤

クラック

モルタル補修跡



③



④

クラック補修跡



⑤

汚れ



⑥

汚れ



⑦



⑧

令和８年(ケ)第１０号
令和８年７月１５日　現地調査
令和８年８月３日　　評　　価

奈良地方裁判所　御中

評　　価　　書

（土地・建物用）

評価人　不動産鑑定士
栗 山　　恒

第１　評価額

一括価格	
金3,860,000円	
内訳価格	
物件１	金2,040,000円
物件２	金1,820,000円

1.　一括価格は、物件１及び物件２の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
2.　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3.　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

1.　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2.　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3.　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4.　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

物件番号	所在等	登　　記	現　　況
1	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	物件目録に記載のとおり	同左
2	所　　在 家屋番号 種　　類 構　　造 床 面 積	物件目録に記載のとおり	特記事項欄に記載のとおり

特記事項

①　目的建物の１階北西側及び２階北西側に未登記の増築が存する。目的建物の現況床面積を次のとおり認定した。

１階：約74.89㎡

２階：約43.13㎡

②　目的土地の北東角付近にスチール物置が設置されていた。

第４　目的物件の位置・環境等

１．土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	近鉄生駒線「勢野北口」駅の北東方約600ｍ（道路距離） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等による個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容 積 率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第１種低層住居専用地域 50％ 80％ 法22条指定区域 外壁後退距離1.5m、建築物の高さ制限10m
画地条件	地　　積 間口・奥行 形　　状 接道状況	「第３　目的物件」に記載のとおり。 地積測量図のとおり（巻尺を用いた概測により確認）。 長方形地 道路とほぼ等高に接面する。
接面道路の状況	南東 側：幅員約　4.8m　町道　（建築基準法42条1項1号道路）	
土地の利用状況等	土地利用状況 隣地の状況	住宅の敷地 一般住宅
供給処理施設	上 水 道 ガス配管 下 水 道	あり あり あり
土壌汚染等	閉鎖登記簿謄本及び住宅地図の履歴によると、過去に土壌汚染懸念施設が存在したとは推定できない。目的物件及びその周辺においては、土壌汚染対策法上の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定並びに水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出はない。土壌汚染の有無及びその程度は不明であり、専門機関による詳細な調査を行わなければ確定できない。	
特記事項	目的土地は、北西側隣接地よりも約1．８ｍ高い位置にあり、石積擁壁及び人工地盤が施工されているが、それら構造物の安全性、耐久性等は専門家による調査を行わなければ判明しない。	

２．建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物	
建築時期、経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和５４年１１月２９日新築 約　47 年 約　0 年
仕　　様	構　　造 屋　　根 外　　壁 内　　壁 天　　井 床 設　　備 そ の 他	木造 瓦葺 モルタル、仕上げ塗材等 クロス、板張り等 クロス等 フローリング、畳等 特記すべき設備はない。 特になし
床面積(現況)	「第３　目的物件」に記載のとおり。	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 ６ＤＫ、納戸等
品　　等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	建物共有者Ｃが住居として使用している。	
特記事項	①　玄関付近にクラックの補修跡が認められた。ＤＫの勝手口付近の内壁に汚れが認められた。２階東側洋室の天井に汚れが認められた。 ②　建物北側外壁にモルタルによる補修跡が認められた。外壁の各所にクラックが生じていた。 ③　①及び②に記載のほか、建物の損傷及び劣化の状態は概ね経年相応程度と思料する。 ④　建物にアスベスト等の有害物質が使用されているか否かは不明である。 ⑤　建物の耐震性については、目視した範囲ではその程度を判定することは困難である。なお、建築基準法の新耐震基準は昭和56年（1981年）6月1日施行されている。 ⑥　中和土木事務所にて聴取したところ、目的物件に係る建築計画概要書が存したが、完了検査は未済であるとのことであった。	

第５ 評価額算出の過程

１．基礎となる価格

① 物件１（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡） ア	個別格差 イ	地積（㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）（千円未満四捨五入） ア×イ×ウ×エ
1	45,900	0.92	164.58	0.70	4,865,000

ア．標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 奈良三郷－２

価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)

45,400 × 99 / 100 × 100 / 100 × 100 / 98 ≒ 45,900

◇ 時 点 修 正 ： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標 準 化 補 正 ： 標準的 1.00

◇ 地 域 格 差 ： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率

100 / 101 × 100 / 99 × 100 / 98 × 100 / 100 ≒ 100 / 98

イ．個別格差： 画地条件 0.92 （方位1.02、地勢0.90）

ウ．地積： 「第３ 目的物件」に記載のとおり。

エ．建付減価補正率：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性等を考慮した。

② 物件２（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価（円／㎡） ア	現況延床面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格（円）（千円未満四捨五入） ア×イ×ウ
2	140,000	118.02	0.04	661,000

ウ．現価率

経過年数47年、経済的残存耐用年数0年、経済的全耐用年数25年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝｛残価率0.05＋(1－0.05)×(経済的残存耐用年数0年／経済的全耐用年数25年)｝×(1－観察減価 0.30)≒ 0.04

２．評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（千円未満四捨五入） ア×イ（円）
1	4,865,000	0.40	法定地上権	1,946,000

②　内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円）（万円未満四捨五入、最低額1万円） (ア＋イ)×ウ×エ×オ
1	4,865,000	－　1,946,000	1.00	1.00	0.70	2,040,000
2	661,000	＋　1,946,000	1.00	1.00	0.70	1,820,000
一括価格（合計）						3,860,000

ウ．占有減価修正

必要なしと判断した。

エ．市場性修正

必要なしと判断した。

オ．競売市場修正

第２評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

1.　地価公示標準価格

標準地番号　：　奈良三郷－２
所在・地番　：　生駒郡三郷町美松ケ丘西２丁目６３番
価　　格　：　45,400円／㎡
位　　置　：　近鉄生駒線「勢野北口」駅 690m
価格時点　：　令和８年１月１日
地　　積　：　171㎡
供給処理施設　：　水道、ガス、下水
接面街路　：　北6m町道
用途指定等　：　第１種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率80%）
地域の概要　：　中規模一般住宅が区画整然と建ち並ぶ住宅地域

2.　固定資産税評価額（令和８年度）

物件１：　5,579,262円
物件２：　1,613,874円　（課税床面積 110.12㎡）

第７　附属資料

1.　位置図
2.　付近見取図
3.　公図写し
4.　地積測量図写し
5.　建物図面写し
6.　土地建物位置関係図
7.　間取図

以　上

令和　８年（ケ）第　　１０号

物　件　目　録

１　所　　在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目

　　地　　番　　３３５番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６４．５８平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１２分の５
　　共有者　Ｂ　持分１２分の２
　　共有者　Ｃ　持分１２分の５

２　所　　在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目３３５番地２

　　家屋　番号　　３３５番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７３．６９平方メートル
　　２階　３６．４３平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１２分の５
　　共有者　Ｂ　持分１２分の２
　　共有者　Ｃ　持分１２分の５

地理院地図
GSI Maps



国土地理院地図

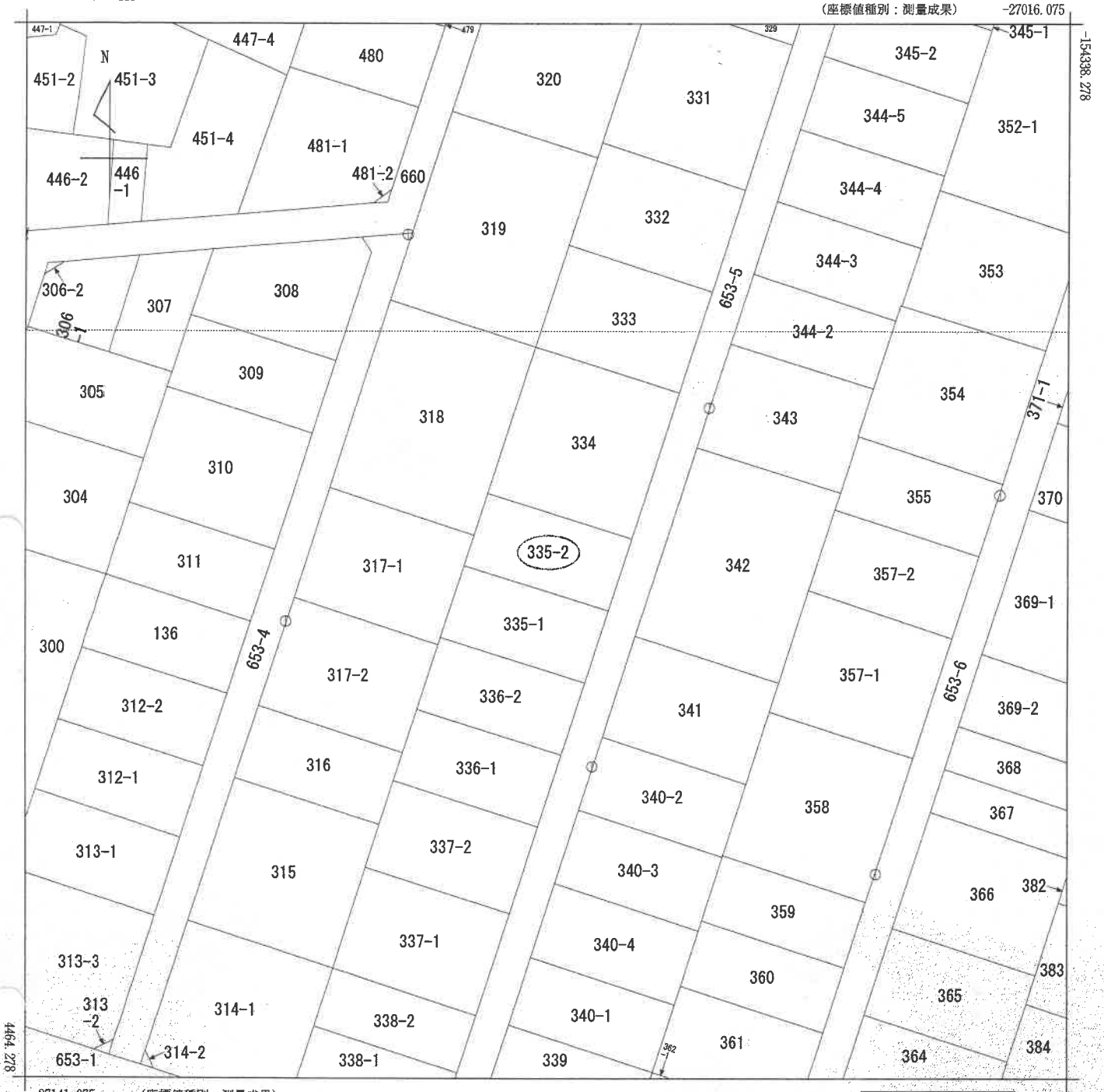
地理院地図
GSI Maps



国土地理院地図

公図写し

Ａ３をＡ４に縮小



地番区域見出	東信貴ケ丘２丁目

請求部分	所在	生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目		地番	335番2				
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅵ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	平成23年2月15日			備付年月日(原図)	平成23年2月24日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月9日
奈良地方法務局

請求番号：23-17　　登記官

(1/1)

公用

公用

登記年月日：平成23年3月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月9日　奈良地方法務局

登記官

地積測量図

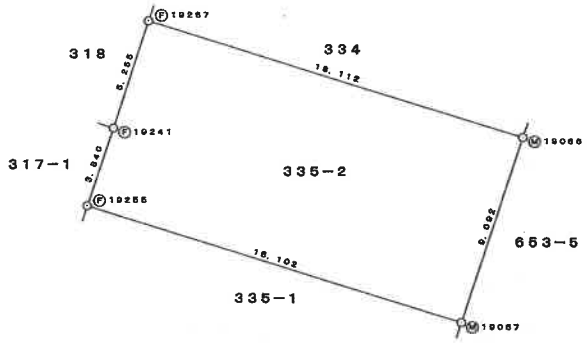
地番	335－2
土地の所在	奈良県生駒郡三郷町東信貴ケ丘二丁目

測地系	世界測地系
座標系	Ⅵ系
縮尺係数	0.999909
測量年月日	平成22年11月24日

求積表

地番	335－2			
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1－Yn－1)	距離
19066	－154399.664	－27068.523	2232155.942448	18.112
19267	－154394.251	－27086.808	2917433.766896	5.255
19241	－154399.254	－27087.419	435251.497026	3.840
19255	－154402.900	－27088.627	－2480945.797200	18.102
19067	－154408.306	－27071.351	－3104224.583824	9.092
		合計	－329.174554	
		合計面積	164.5873270	
		地積	164.58 ㎡	

地番	面積
335-2	164.5873270 ㎡



4－37

座標リスト

点名	X座標	Y座標	標識の種類
4－31	－154426.955	－27073.284	金属鋲
4－32	－154384.111	－27059.256	金属鋲
4－37	－154409.574	－27110.063	金属鋲

境界標識の種類	
Ⓒ	コンクリート杭
Ⓕ	金属鋲
Ⓡ	金属プレート
Ⓑ	石杭
Ⓟ	プラスチック杭
Ⓦ	木杭
Ⓜ	刻み

4－32

4－31

作成者	[redacted] （平成23年 1月 1日作成）	申請人	[redacted]	縮尺	1/250

地積測量図写し
A3をA4に縮小

請求番号：23-18

公用

登記年月日：昭和54年12月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月9日　奈良地方法務局

登記官

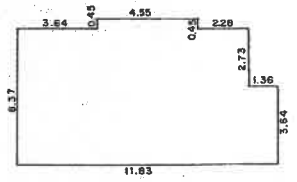
各階平面図

364558　S54.12.3

建物図面

家屋番号	335～2
建物の所在	生駒郡三郷町大字東信貴ヶ丘335番地2

1階

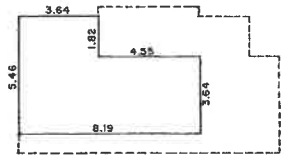


求積

6.37 × 3.64 = 23.1868
6.82 × 4.55 = 31.0310
6.37 × 2.28 = 14.5236
3.64 × 1.36 = 4.9504
合計 73.6918

73㎡69

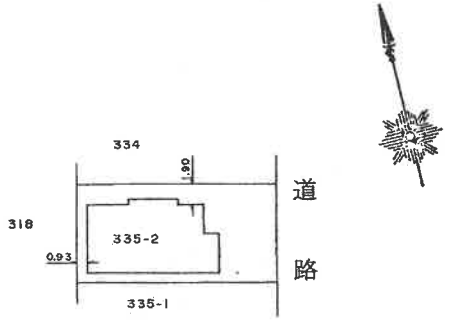
2階



求積

5.46 × 3.64 = 19.8744
3.64 × 4.55 = 16.5620
合計 36.4364

36㎡43



作製者	[redacted] (昭和 54 年 11 月 30 日作製)	縮尺	1/250

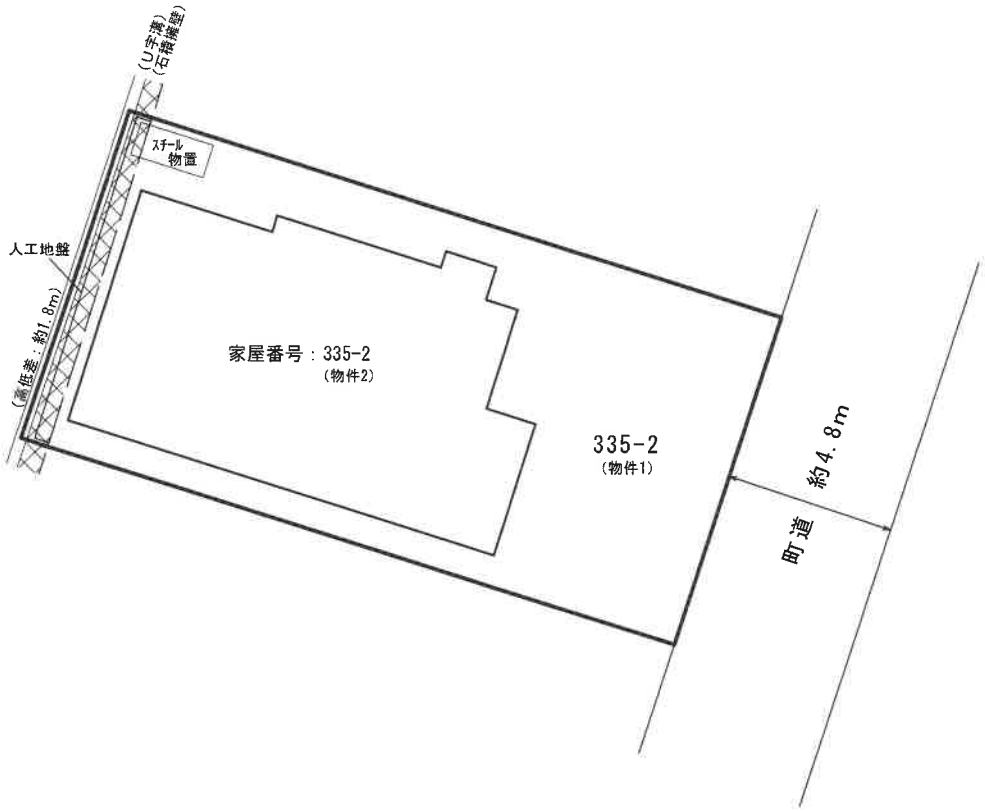
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

建物図面写し
A3をA4に縮小
昭和五四年　登記移行日

請求番号：23-19

土地建物位置関係図

所在　　生駒郡三郷町東信貴ケ丘２丁目335-2

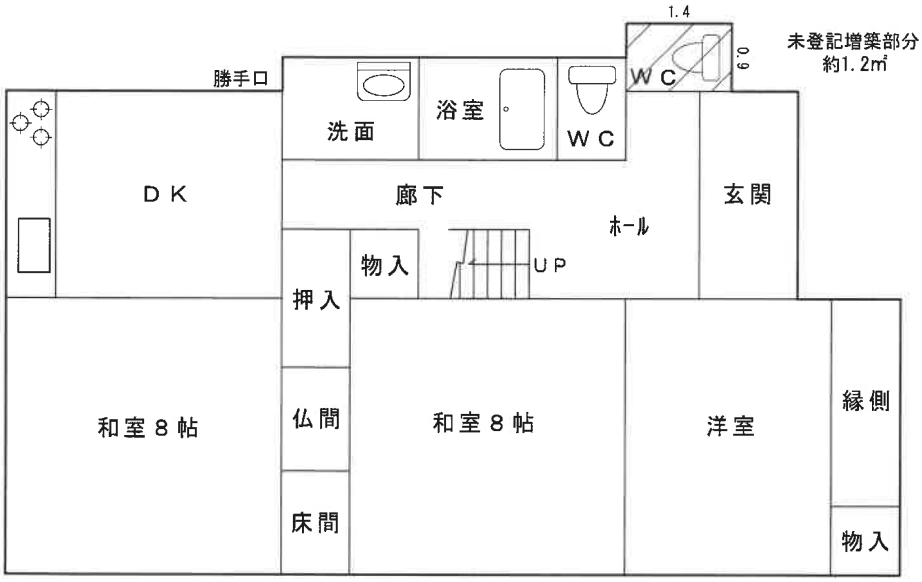


N

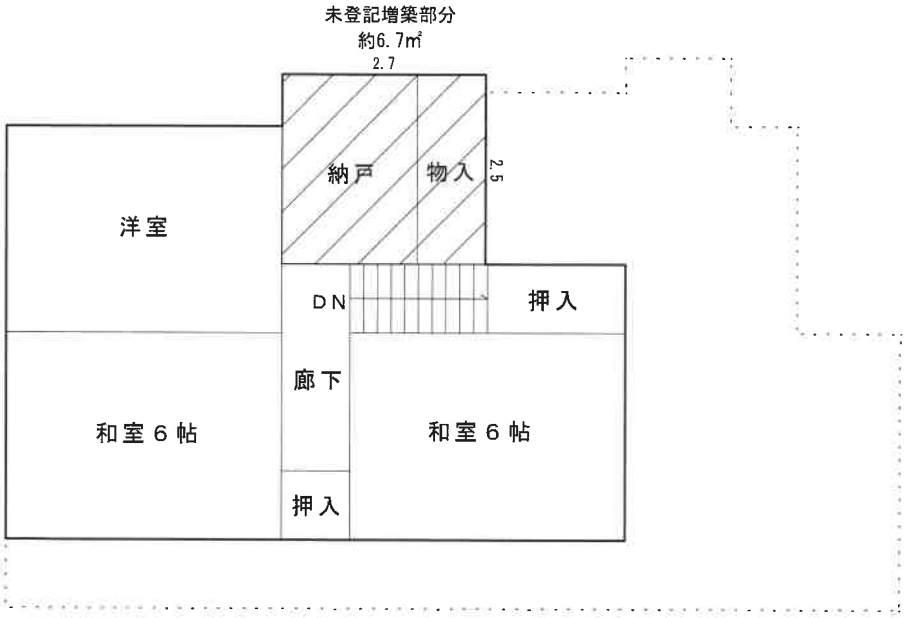
※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

間　取　図

１階



２階





※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。